

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(1) 三ツ矢サイダーW (ダブル) (アサヒ飲料株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと思います。

初めは、アサヒ飲料株式会社「三ツ矢サイダーW (ダブル)」についてです。

これにつきまして、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、消費者庁から説明をさせていただきます。

私、食品表示企画課の安藤と申します。本日はよろしくお願いたします。

まず「三ツ矢サイダーW (ダブル)」の申請について御説明いたしたいと思いますので、こちらの審査申請書の資料の概要をご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、こちらのアのタブを開いていただきまして、こちらが表示許可申請書の写しとなります。2 ページ目をご覧ください。申請者がアサヒ飲料株式会社となっております、商品名は3 ページにございますが、「三ツ矢サイダーW (ダブル)」という商品名になります。

5 ページ目をご覧ください。こちらの7として、許可を受けようとする表示の内容ということで、「本品は食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食事の糖の吸収を穏やかにすることで血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます」となっております。

7 ページをご覧ください。10、栄養成分量及び熱量。こちらに関与成分として難消化性デキストリン、食物繊維として5 gとなっております。こちらが一日摂取目安量になります。

11、一日当たりの摂取目安量になります。こちらは2種類タイプがございます、ペットボトルの485mlのものについては「お食事の際に1本、1日1回を目安にお飲みください」となっております。1.5Lのものについては、「お食事の際に485ml、1日1回を目安にお飲みください」というようになっております。

12、摂取をする上での注意事項といたしまして、「本品を多く摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。治療中の方は医師に御相談の上お召し上がりください。飲み過ぎ、あるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります」となっております。こちらについては、食品形態が炭酸飲料となっております。

ページを戻っていただきまして、最初の概要版の2 ページ目に、申請資料、既許可食品比較表というものがございますので、こちらをご覧ください。

こちらの「三ツ矢サイダーW (ダブル)」については、平成27年10月9日に許可されております真ん中の「三ツ矢サイダークリアスペシャル」、こちらの配合割合、原材料、ともに同じものとなっております。そこから許可表示のみの変更となっております、「三ツ矢サイダークリアスペシャル」については、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするというクレームとなっております。

### 第3 3回新開発食品調査部会 議事録

その一番右端、「三ツ矢サイダープラス」は平成25年5月13日に許可されているものになりますが、同じく関与成分としては難消化性デキストリンとなっております。効果、クレームといたしましては、糖の吸収を穏やかにするというものとなっております。今回の「三ツ矢サイダーW(ダブル)」につきましては、これらの2つの効果を記載するというもので、名称のとおりダブルということになっております。

なお、この当該食品「三ツ矢サイダーW(ダブル)」をもってヒト試験をしており、有効性と安全性の確認をしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料1に基づいて、説明させていただきます。

本品目に関しては第一調査会で御審議をいただいております。27年11月9日に御審議をいただき、3月7日に了承という形になっております。指摘事項は一度発出しております。その下に指摘事項と回答についてまとめております。指摘事項は4点ございました。

まず1点目が、ブランク品のほうに大きなピークが出ている理由について説明を求めまして、ブランク品には難消化性デキストリンと同濃度の□□を添加したためという回答が来ております。

指摘事項の2でございますが、□□は食品添加物で含有規定があるところ、申請書の中に含有規定がなかったのを求めるという内容で追加がされております。

(3)は、申請書類中の□□の香味に関する記述に間違いがあると思われるため、修正をさせたというものでございます。

後ろのページに参りまして、指摘事項の4でございますけれども、先ほど消費者庁から説明がありましたとおり、今回これはダブルクレームということで申請がされたものでございます。もともと申請の段階では、裏面の真ん中あたりに許可表示の変更前というところ、小さな字で書いてございますが、3行程度の表現になっておりました。それに対して、指摘事項4としまして、申請の許可表示を行うために、まとめた表示を行うためには、血中中性脂肪の上昇と糖を穏やかにするものの両方の強化が一度の試験で同時に認められる根拠が必要。申請している表現にしたいのであれば、それに見合う根拠を提出されたい。もし、現在提出されている根拠で許可表示を行うのであれば再考されたいということで指摘しております。

結果といたしまして、変更前の上のところに変更後というところがございますけれども、先ほど御紹介させていただきました表現に申請者が修正してまいったという状況でございます。2つの文章に分かれております。

それを受けまして、31回の第一調査会におきまして、この品目に関しては了承とされました。ただし、作用機序のメカニズムの部分を取り出してキャッチコピーに使われることが今、非常に多いのですけれども、もしそのような使い方をされた場合、この表現のままだと消費者の誤認を招く恐れがあるため、もう少し修正すべきではないかという意見がございました。このため、表示許可文言について調査部会で御審議をいただきたいということで、申し送りがついております。

### 第3 3回新開発食品調査部会 議事録

第一調査会としては、一番下にございますけれども、こういう文章はどうだろうかということで提案がされておまして、「本品は、食物繊維（難消化性デキストリン）のはたらきにより食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事をとりがちの方の食生活の改善に役立ちます。また、食物繊維は食事から摂取した糖の吸収を穏やかにすることで、血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。」という内容でございます。

事務局としては、この文言について御審議いただく際に、かなり文章が長くなっている点についてご議論いただきたいと考えております。科学的根拠に基づいて正確に書くべきだという御意見なのは承知しておりますが、これを製品の上で書くと文字が細かくなり過ぎるという点もあるかと思えますし、逆に消費者にとってわかりづらくなる可能性もあるので、その点も踏まえて御議論をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらについて御意見等をいただきたいと思えます。どなたかございますでしょうか。お願いいたします。

○山崎委員 事務局の最後の御指摘は確かにそのとおりでと思うので、先生方にこの表示のところを見ていただきたいのですが、消費者が目にするのはキャッチコピーの部分だと思うのです。細かいところというのは読みたい人が読むかもしれない程度に考えても私はいいのかなと思えます。このボトルの場合にはラベルがかなり大きく設定されていますので、許可表示は少々長めなのですが、表示欄に収まっているので許容できるかなと感じています。むしろ正面にあるキャッチコピーの部分が短い文言になっているので、ここが問題なければ、私はこのままでもいいかなと思えます。

そのほかに第一調査会の許可表示案とありますが、正確には確かに許可表示案のほうが好ましいと思えますので、部会として申請企業が出してきた案のままでいいのか、あるいは調査会の案がいいのかを御審議していただければいいかなというのが私の意見です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そうしますと、山崎委員はどの御意見をお持ちですか。

○山崎委員 これに関しては、私は調査会の案のほうがベターだと思います。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほかございますか。いかがでしょうか。

どうぞ。

○木戸委員 「また」の後の「食物繊維は」という表現については、難消化性デキストリンに限定せずに食物繊維全般のことを示すような表現になっていないかというところが気になるところで、こここのところは上からの文章を受けた形で削除してもいいのかなと感じました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。正確かつすっきりさせるということから削除した方がよいのではとのことです。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○木戸委員 そういう意味では、最初の文章の「働きにより」の後に「、」を入れたらいかがでしょうか。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。ダブルクレームということで、一つ一つを単純に足したということでは事業者が変更されてきた内容がある意味2つの働きがわかりやすいのかなとも単純には思いますけれども、より正確にということで第一調査会のほうから上がってきた内容と比較してということなのですが、この辺について竹内先生、表示としていかがでしょうか。

○竹内委員 ダブルクレームということでネーミングも「W(ダブル)」となっているということが今の御説明で初めてわかったような次第でして、消費者もそこまで説明していただかないと多分わからないのではないかなというのが第一印象です。

今、木戸委員から御指摘があったとおり、第一調査会のほうでは「本品は、」となっていますが、事業者のほうから提出されているとおり、この「、」の位置を「働きにより、」にしたほうが、より2つであることがわかりやすいのかなと思います。

もし私がここのメーカーのコピーライターであれば、①とか②とか文章の中に入れるかもしれません。

○田中委員 賛成。

○松寄委員 賛成。

○竹内委員 ①食事の脂肪のとして、それから「また」をとって②でもいいのかなと思いました。そういう表示があり得るのかどうかはわかりませんが、消費者の立場ということからすると、そのような印象を持ちました。

○阿久澤部会長 事務局のほうからどうぞ。

○消費者委員会事務局 第一調査会での御審議の中で、この品目ではないのですが、実は①、②と書いてきた商品が過去にございました。ただ、この申請品と同様に、二つのクレームの内容を一緒に試験したわけではないので、①、②と続けて書くことは不可ということで御審議がありまして、現在のように2つ文章を分ける。分ければダブルクレームとしていいのではないかとということで、今の状況になっております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大野委員 今、事務局から説明いただいたとおりなのですが、調査会では1人の人が飲むと両方の作用が同時に起こるということを期待するのは困る。とにかく、そういう証明がないからです。実際に試験をやったのは、脂肪の多い食事をやって、それで脂肪の吸収を抑えているかどうか、血中の脂肪が上がらないかどうか。それとは別に糖の食べたときの血糖値の上昇を抑えるかどうか。それらの試験を別々にやって効果が出ているので、同一の人で両方出ているのではないので、そこを厳密に分ける必要がある。消費者にもそういったことの誤解を与えるとまずいのではないかとということが大きな議論のベースにありました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

### 第3 3回新開発食品調査部会 議事録

○大野委員 そういうことで①と②とつけて表現すると、誤解するのではないかということでした。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○竹内委員 よく理解できました。

となると、どこまでダブルということと、2つの表示がきちんとわかりやすくなるかという妥協点を見出すということですね。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

ほかには御意見ございますか。

どうぞ。

○清水委員 私は①、②とすると、両方1人の人で効くというような印象を与える。そういう理解がよくわからない。日本語というのは難しくて、どういうように読むかによって読み方は変わってくるから、その辺は結局何が正しいかというのは多分言語学の先生を集めて議論し出すと大変なことになると思うのです。だから、そこはもう余り議論してもしょうがないのですけれども、第一調査会がこういう形でこれまでのいろいろなケースを考慮に入れた上でこれがいいだろうということと結論を出されたのであれば、私はそれはそれでよろしいかなと思います。

先ほど山崎先生が言われたように、多くの消費者が見るのは多分キャッチコピーのところ、メカニズム的なところはそれを知りたい人が結局読むことになると思いますし、それを一応この表示は可能にするぐらいのサイズにはなっているので、今回はこれで現実的には問題がないかなと思いました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 キャッチコピーの関係で申しわけございません、今、気がついたのですが、こちらのものと食後の血中中性脂肪の上昇と「食後」というのが正確に入っておりますが、許可表示に「食後」という言葉が抜けておりますので入れたほうがよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○木戸委員 「食事から摂取した脂肪の吸収」という表現が「食後」という意味合いを含むという考えはできないでしょうか。

○阿久澤部会長 そういう意味合いでとれますね。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 そうだとすると、このキャッチコピーが許可表示と違う表現言葉を使っていることになってしまうので、今までと同じように統一させるためには、許可表示のほうを直さないと、ということになるかと思いますが。

○阿久澤部会長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 言っている中身は同じなので、言い回しを少し変えるだけなので、私は許容範囲だと思います。法律用語できちんと定義しているというものでないから、「食後の」というのと「食事から摂取した」というのは同じ意味と科学的には解釈していいと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いいたします。

### 第3 3回新開発食品調査部会 議事録

○志村委員 そうすると、こちらの糖のほうも「食後」という言葉がついていますが、これはこちららもってよろしいということになりましょうか。食後の血糖値が気になる方というように許可表示のほうにはついていてということで、その整合性ということからするとですね。

○山崎委員 私は調査会案のほうを言っていたので、申請企業の案ですと「食事の」という表現になっています。

○志村委員 調査会の許可表示案というところで、こちらのほうは食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちますと書いてあります。

○山崎委員 その部分ですね。

○志村委員 そうですね。だから、これと恐らく整合するということで、事務局のほうでおっしゃられたのは中性脂肪のほうも「食後の」というのを入れておいたほうがよろしいのではないのでしょうかというお話、御提案だったかと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○山崎委員 そういう意味で言うと、血糖値に関しては、空腹時血糖と食後の血糖値の2つの指標があるというのは一般消費者でもかなり浸透していると思いますので、空腹時血糖ではないよということを使うために、血糖値に関しては特に「食後の」とつけても問題はないと思います。むしろ誤解を招かないという意味で「食後の」をつけるほうが適当なのではないかと個人的には思います。それに対して、血中の中性脂肪に関しては、食後に確かに上昇するのですが、人間ドックなどでも食後の中性脂肪値をはかるということは普通しませんね。空腹時の値をもって中性脂肪値と言っていますから、余り食後のということを意識していないと思います。こちらのほうは食後をつけてもつけなくても余り関係ないのかなという気はしますが、あえて食後のということを強調したいのであればつけても構わないと思います。つけると、少し文章が長くなりますが、それでもよければ問題はないと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

松寄委員、どうぞ。

○松寄委員 今回の文言に関しては、異論はありません。ただ、今後のことで1つ意見を言いたいのですが、先ほどのダブルという意味の1人の人に2つの効果があるわけではないということをはっきりさせるために文章の順番を変えて、「血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事を摂りがちな方にとっては」とし、「食後の血糖値が気になる方にとっては」と最初に持ってきて効果を書くとうわりやすいかなと感じました。以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょう。そのほかございますか。調査会の許可表示案でという多くの御意見ですので、それについて今、御意見を伺っているところですが、松寄委員は、今「気になる方にとっては」を最初に持ってくるということで、今回はいいけれどもということですが、いかがでしょうか。これについて皆さんはどのように思いますか。今回これも盛り込むのか、あるいは松寄委員のおっしゃるような今回は御提案の内容、少し御意見いただいた点を修正させていただくというようなことでよろしいでしょうか。

### 第3 3回新開発食品調査部会 議事録

大野委員、どうぞ。

○大野委員 消費者目線ではないのですけれども、先に例えば血糖値が気になる方にとってはこういう作用がありますと言ってしまうと、そういう人にしか作用がないように読めてしまうと思うのです。ただ、境界領域にあつてそれほど気にしていない人でもその領域の人には作用があるということは実験的に示されていますので、そういう意味で若干難しい問題が出てくるかなと思いました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これでよろしいでしょうか。皆さんから御指摘いただいたところは、「本品は、」の「、」を削除して、食物繊維の働きによりのところに「、」を打って、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、ここに「食後の」を入れるか入れないかというのがありますが、入れなくてもよいのではないかというような御意見もありますので「血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、」で「食物繊維は」を削除して、「食事から摂取した糖の吸収を穏やかにすることで、血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます」という修正を指摘するというようなことでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

では、ただいまの審議結果について、もう一度、済みませんが整理して確認したいと思いますので、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 本申請品目につきましては、本日、御指摘のあった事項につきまして、事務局から消費者庁経由で申請者に指摘をいたします。申請者からの回答が届いた後の扱いでございますが、部会長に内容を御確認いただいて、指摘のとおり修正されている場合は部会として了承という形にさせていただくことでよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 皆さん、そういう形でよろしいですか。では、そういうことでさせていただければと思います。

○消費者委員会事務局 かしこまりました。

○阿久澤部会長 それでは、今の内容ということでよろしいでしょうか。特に御質問等ございませんか。

それでは、次の審議に移ります。